

開政発0330第1号  
令和4年3月30日

各都道府県人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省人材開発統括官付  
人材開発政策担当参事官  
（ 公 印 省 略 ）

職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の  
取扱いについて

平素より、人材開発行政の推進について御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、別添のとおり、出入国在留管理庁政策課より、職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱いについて周知の依頼がありましたので、貴下の関係各課及び職業能力開発施設に対して、本取扱いを周知いただきますようお願い申し上げます。

【別添】職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱い  
について（依頼）

入管庁政第13号  
令和4年3月28日

厚生労働省人材開発統括官付（人材開発政策担当）

参事官 宇野 禎晃 殿

出入国在留管理庁政策課長 近江 愛子  
（公印省略）

職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の  
取扱いについて（依頼）

令和3年12月21日に閣議決定された「令和3年の地方からの提案等に関する  
対応方針」（別紙）を踏まえ、下記の取扱いについて地方公共団体へ周知いた  
だくよう、御協力をお願いします。

#### 記

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に  
規定する職業能力開発校において同号に規定する普通職業訓練を受けようとする  
外国人が一定の要件を満たす場合、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令  
第319号）別表第一の四の表中「研修」の在留資格が付与され得ること。

## 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

令和3年12月21日  
閣議決定

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### 出入国管理及び難民認定法（昭26令319）及び職業能力開発促進法（昭44法64）

職業能力開発校（職業能力開発促進法15条の7第1項1号）において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。

- ・「研修」の在留資格（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表1の4）が付与され得ることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。
- ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該業務について、本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士又は高度専門士の称号（「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」（平6文部省告示84））を付与される場合と同等以上の技術又は知識を有していると認められるときには、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格（入管法別表1の2）をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。